

講 義	発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援	事業理解の基礎（児童福祉概論、放課後児童クラブの制度概要など）
	子どもの発達の理解（児童発達理論）	事故や怪我の防止と対応
	遊びの支援、仲間づくり	防災・防犯対策
	保護者への支援と連携	健康・衛生管理
	子どもの人権と指導員の倫理	学校・地域・関係機関との連携
	いじめや虐待への対応	職場運営におけるチームワーク
	子どもの生活面の援助（おやつ・宿題等）	来所・帰宅時の安全の確保
	苦情・要望への対応	家庭における養育状況の理解
	個人情報の取扱とプライバシーの保護	
演 習 実 習	集団援助活動（グループワーク）	個別援助活動（ケースワーク）
	地域福祉活動（コミュニティーワーク）	ゲーム・遊び、表現活動（ダンス、創作活動、劇など）
	実習	

「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」「事業理解の基礎（児童福祉概論、放課後児童クラブの制度概要など）」「子どもの発達の理解（児童発達理論など）」「事故や怪我の防止と対応」などと、初任者向けの事業理解に関すること、実際の運営にあたって切実な課題となっていることが多く取り入れられており、全体を見ると、研修科目自体には放課後児童指導員に求められる知識や技能がほぼ取り入れられていることがわかった。

なお、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」についての研修希望が多いということも聞き取れた。このことから、このテーマが放課後児童クラブの現場で切実な課題になっていることをうかがい知ることができる。

課題は、これらの科目がまだ、一人ひとりの放課後児童指導員にとって系統的に学べるものとして行われてはいないということである。また、研修自体が体系化されていないことも課題としてあげられる。

今後は、より詳しい研修実態の調査を行い、その内容を分析し、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化するとともに、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくことが求められる。

なお、本研究としての調査は行わなかったが、放課後児童指導員の記録からは、様々な自主研修や事業内容を交流する機会が設けられていることがうかがえた。その中で共

通に記述されていたことは、放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流から学んだり刺激を受けたりすることが多くあったということである。

今後は、自治体が主催する研修の場合でも、研修の場における放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流を積極的に取り入れるとともに、放課後児童クラブ・放課後児童指導員等が取り組む自主研修への支援をしていくことも望まれる¹⁴。

5 「児童の遊びを指導する者」(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条)の規定についての考察

放課後児童指導員の資格について、国は、「放課後児童クラブガイドライン」(前掲)で、「放課後児童クラブは、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」と記述している¹⁵。また、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(前掲)の「4 運営」では、「(1)本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者(以下「放課後児童指導員」という。)を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。」「(2)放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。」とされている。

実際の放課後児童指導員の資格取得状況は、厚生労働省の調査(2012年5月1日現在)によれば、第38条2項2号・5号に該当する「保育士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教諭」が全体の51.5%を占めている。「福祉経験有り」「その他38条」(第38条2項1号・3号・4号・6号が該当)を含めた「児童の遊びを指導する者」(第38条)の有資格者は、71.2%にのぼっている¹⁶。

このように、放課後児童指導員については、国の方針も「児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」としており、実際に7割を超える放課後児童指導員がその資格を有していることから、今後、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資格・技能と資格のあり方を考える際には、この「児童の遊びを指導する者」(第38条)を検討する必要があると考えられる。以下、「児童の遊びを指導する者」(第38条)の規程について考察する。

¹⁴ 本稿Ⅱ3「放課後児童指導員は自分自身にどのような資質・技能を必要と考えているか」参照

¹⁵ この放課後児童クラブガイドラインの通知は、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第245号の4第1項に規定する技術的な援助にあたるものである。」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」雇児発第1019001号)とされている。

¹⁶ Ⅱ4(1)②「放課後児童指導員の資格取得状況」参照

1) 「児童の遊びを指導する者」の規定の内容と改正の経過

① 「児童の遊びを指導する者」の現在の規定は以下の通りである。

<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第6章児童厚生施設</p> <p>第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する職員でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による高等教育もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の家による12年の学校教育を修了した者（通常のカリキュラム以外によりこれに相当する学校終了をした者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した場合であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を収めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を収めて卒業した者</p>
--

なお、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における「児童福祉施設における職員の一般要件」は、次のように定められている。

(児童福祉施設における職員の一般要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」平成 23 年 12 月厚生省令 63 号

② この「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、1984 年（昭和 23 年）に制定された「児童福祉施設最低基準」から継承されてきたものである¹⁷。当初の条文は次のとおりであった。

(職員)

第六十一条 児童厚生施設には、児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項の児童厚生員の資格は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 寮母の資格（第四十四条）を有する者

二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、都道府県知事において適当と認定した者

「児童福祉施設最低基準第六章児童厚生施設」（昭和 23 年 12 月）

当時の「児童福祉施設最低基準」における「児童福祉施設における職員の一般要件」は、次のように定められていた。

¹⁷ 2011（平成 23）年 10 月、「児童福祉施設最低基準」が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正された。児童厚生施設の職員について規定している第 38 条は「従うべき基準」とされている。

(児童福祉施設における職員の一般要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

「児童福祉施設最低基準」(昭和 23 年 12 月)

その後、第 38 条の中の、「児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者」の記述については、1980 年(昭和 55 年)の通知¹⁸でつぎのように規定され、この内容が 1998 年(平成 10 年)に条文に反映された。

- 1 男子であつて、保母資格を有する者
- 2 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学(社会福祉学を含む。)児童学、芸術学、文化学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 3 学校教育法の規定により小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者

(昭和 55 年 5 月 31 日付児育第 17 号育成課長通知)

児童厚生員の資格要件の一つとされていた「寮母の資格」(第四十四条)は、「児童福祉施設最低基準」ではつぎのように規定されていた。

(寮母の資格)

第四十四条 寮母は、左の各号一に該当する者でなければならない。

- 一 主務大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保母の資格を有する者
- 三 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による一二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

児童福祉施設最低基準 第四章 母子寮 第四十四条

¹⁸厚生省児童家庭局育成課編「児童健全育成ハンドブック(昭和 60 年版)」P39(株)日本児童福祉協会刊による。

このことから、児童厚生員の規定は、保母(当時)の資格と2年以上の従事経験を内容とした「寮母の資格」の内容と、教諭の資格・高等教育における一般教育科目に相当する学科(主に人文学科系)の修了を内容とした「特別に学識経験のある者」の具体例を列挙するものとなってきたことがわかる¹⁹。

③ その後、この規定は、以下のような改正経過を経て現在に至っている²⁰。改正時の条文の一覧は【資料5】に示した。

- 1995年(平成7年) 38条(この時点で61条は31条に改正されている)第2項の1号資格について、「寮母」から「母子指導員」に名称変更した。
- 1998年(平成10年)資格の名称としての「児童厚生員」から、「児童の遊びを指導する者」の規定に変更した。／第2項の2号資格についての「児童厚生事業に関する特別の学識経験」の内容を、1980年(昭和55年)の育成課長通知の内容に沿って明確化した。／都道府県知事の認定から児童厚生施設の設置者の認定へ変更した。
- 2000年(平成12年)第2項の2号資格に「中等教育学校²¹の教諭」を追加した。
- 2002年(平成14年)第2項第2号の資格に大学院への飛び級編入の資格を追加した。
- 2005年(平成17年)第2項第1号(「地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者」)を新設した。／「母子指導員」の記述を改めて、その内容を、第2号「保育士の資格を有する者」、第3号「学校教育法の規定による高等教育もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の家による12年の学校教育を修了した者(通常の家以外によりこれに相当する学校終了をした者を含む。)
又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した場合であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの」として新設した。／第2項第5号に、大学院卒・外国の大学院卒を新設した。
- 2006年(平成18年)第2項第2号の認定機関に、児童相談所設置市の市長を新設した。
- 2011年(平成23年)第2項第4号に、「社会福祉士」を新設した。

この期間の改正の中で最も大きなものは、1998年(平成10年)に行われた、資格の

¹⁹ 当時の大学設置基準における一般教育科目は、「人文科学系が哲学、倫理学、歴史、文学、音楽、美術、社会科学系が法学、社会学、政治学、経済学であり、心理学、統計学等は各大学で定める、とされていた」(吉田文『大学と教養教育 戦後日本における模索』p90の図表より作成、岩波書店、2013年3月)なお、外国語と体育は共通科目。

²⁰ 1995年(平成7年)以後の改正を記述した。

²¹ 中学校等における教育(前期中等教育)と高等学校等における教育(後期中等教育)を一貫して行うシステム(一般に中高一貫教育)を取る学校。

名称としての「児童厚生員」を「児童の遊びを指導する者」の規定に変更したことである。この改正については、以下の経緯があった。

- 平成 10 年 1 月 30 日（厚生大臣からの中央児童福祉審議会への諮問書）
「児童福祉施設最低基準に関し、児童福祉法の改正及び児童福祉施設を取り巻く環境変化等を踏まえ、見直すこと。」として、児童厚生施設について、「都道府県知事（指定都市にあっては市長）の権限である児童厚生員の認定について、市町村長も認定者に加えるとともに、『児童厚生員』を『児童の遊びを指導する者』にすること。また児童の遊びを指導する者の認定基準を明確にすること（第 38 条）」が諮問され²²、同日、これを了承する中央児童福祉審議会の答申が出された（「厚生省発児第 7 号 平成 10 年 1 月 30 日」）。
- 平成 10 年 2 月 18 日 改正
「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」において、
「下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾なきを期されたい。」として、「(5) 児童厚生施設 都道府県知事（指定都市にあっては市長）の権限である児童厚生員の認定について、市町村長も認定者に加えるとともに、『児童厚生員』を『児童の遊びを指導する者』にすること。また、児童の遊びを指導する者の基準を明確にすること（第 38 条関係）」が通知された。（平成 10 年 2 月 18 日 厚生省大臣官房障害福祉部長 児童家庭局長 通知）

- ④ 以上の経過をふまえて、「児童の遊びを指導する者」の規定を読むと、この職業が、児童福祉法最低基準制定当時の児童福祉事業に熱意のある者が一定の経験を積みばできると思われていたことから、その内容を具体的に精査する過程で、高等教育（大学・大学院、短期大学）の一定の科目を修めたもの、または保育士・教諭、社会福祉士など子どもの心理・発達の理解と教育・支援の技法を修める必要があるとされており、1998 年以後はさらに基準内容の充実が図られてきたことが読み取れる。

この基準内容の推移は、児童福祉施設における職員の一般的な資格要件が、「健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者」（児童福祉施設最低基準第一章総則 第八条）から「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え²³、児童福祉事業に熱意のある者」

²² この諮問書に先立って行われた、地方分権推進委員会の勧告では、「児童厚生施設の児童厚生員」について、「省令に規定する児童厚生員の職務上の名称に関する規定は廃止し、児童福祉施設の専門的職員は、一定の資格を有する者若しくはこれに準ずるものとして児童厚生施設設置者が適当と認めた者でなければならないこととする」と記述されている。（1997 年 <平成 9 年>7 月 8 日 地方分権推進委員会第 2 次勧告 地方分権推進委員会）

²³ 「豊かな人間性と倫理観」は個々人の特性としてではなく職業として習得すべきこととしてとらえる必要がある。保

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第七条)に改訂されてきた経緯と軌を一にするものである。

なお、「寮母の資格」を引き継いだ「第2項第4号」については、この第38条第2項の求める資質の4号以外のすべてが「保育士・教諭、社会福祉士などの資格を有する者、または高等教育(大学・大学院、短期大学)の一定の科目を修めた者」とされてきていること、現在の高等学校・大学の進学率が制定当時の状況と大きく変わっていること²⁴、児童福祉事業の従事形態も変化してきている(Ⅱ4参照)こと等を考慮して、適用にあたっては、継続的に従事している就業実態と研修機会があること等、一定の条件を加味することを望ましいとする等の工夫をすることが必要となっている。

(2)「児童の遊びを指導する者」の規定と放課後児童指導員の資質・技能

これまでの考察結果をふまえて、「児童の遊びを指導する者」の規定と放課後児童クラブ指導員の資質・技能との関係を考察する。

① Ⅱ1～4の結果から放課後児童指導員に求められる資質・技能を要約すると、以下のようになる。

- a) 子どもが小学校に通う期間(6歳～12歳、児童期)に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得る豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
- b) 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識(理論)と技能(実際)が求められる。
- c) 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

育所保育指針(平成23年3月28日 厚生労働省告示第141号)は、「保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に関する指導を行う者である」「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性、並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤になること」と述べている。また、大学における教養教育について、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成14年)は、「幅広い視野から物を捉える能力」「高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を行う能力」とともに、「専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法」の習得や「人間としての在り方や生き方に関する深い洞察」を培うことも重要だと述べている。なお、子どもの育成・支援に携わる者が職業として修得すべき教養教育、教養教育と専門教育との関わりについて検討する際に必要となる大学教育における専門教育・一般教育・教養教育についての最近の研究成果には、日本学術会議の「提言『21世紀の教養と教養教育』2010年」がある。

²⁴ 高等学校の進学率は、児童福祉法制定後の1950(昭和25)年で42、5%、「都市児童健全育成事業」開始時期の1976(昭和51)年で92、6%、大学・短期大学の進学率は、1950(昭和25)年で30、3%、1976(昭和51)年で33、9%だった。なお、2012(平成24)年では、高等学校98、3%(通信制課程を除くと96、4%)、大学・短期大学56、2%(通信制課程を除くと53、5%)である。(1983<昭和58>年までは通信制課程は集計されていない)総務省統計局資料による。

② 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」を示した第7条は、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」であって「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」が児童福祉施設における職員の一般的要件であるとしている。この文の「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」と「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」との関係については、並列あるいはどちらか一方を満たせばよいという関係ではなく、文章通りに「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」(前提の必要要件)であって、「できる限り」(そのなかで最大限の努力をして)「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」を求めていると解釈すべきである。(カッコ内の記述は野中による補足)

この点を考慮して、「児童の遊びを指導する者(第38条)」とこの項のはじめに述べた放課後児童指導員に求められる資質・技能との関係を見てみると、「児童の遊びを指導する者(第38条)」の規定は、放課後児童指導員の資質要件を満たしているが、放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を事前に修得するようにはなっていないといえることができる。

本研究の目的は、今後どのようにして放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るかということにあるので、放課後児童クラブが置かれている状況と照らし合わせて、この問題を検討する。

③ 需要と供給の関係からみると、今後も放課後児童クラブ自体が増え続けることが予想されることから、放課後児童指導員も需要の増加が続くことが予想される。このことは、即時に放課後児童指導員として従事できる人材を確保しながら、その資質・技能の向上を図らなければならない状況が続くと予想されるということでもある。

供給を急いで、資質要件を軽視したり初歩的な技能の習得のみを採用条件としたりすることは、育成・支援の質の低下を招くことになるので避けるべきである。

この場合、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」に即して考えると、放課後児童指導員の資質要件を満たしている者(現時点では「児童の遊びを指導する者」の有資格者)を中心に供給を確保しつつ、採用後、確実に「放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を修得」できる研修・職場環境等を整えることが、堅実な方策であるといえることができる。

この場合、研修については、「都道府県・市区町村が行う研修を、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学ぶことができるように体系化することや、運営主体・放課後児童指導員等が行う自主研修への支援を行う」、職場環境からみた放課後児童指導委員の職場体制については、「放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持つと同時にその結果を共有してお互いの研鑽に役立てられる体制を整え

るために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと」などのことが考えられる。

なお、放課後児童指導員の資質と技能の双方を専門教育によって養成することの可能性については、放課後児童クラブの運営内容・子どもの育成支援の内容の体系化²⁵、養成された人材が将来に見通しを持って就業できる職場環境の確保、等の前提条件を整えながら検討を進める必要がある。将来、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援の内容の体系化（研修の体系化）が進み、主任放課後児童指導員（仮称）などの制度が効果的に機能するなどのことができれば、高等教育において指導的立場の放課後児童指導員を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる。この点については、現時点では様々な角度からの研究課題とすべき段階であると考えられる。

④ ①②③とこれまでの考察から、今後、放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るためには、次のことが必要だと考える。

a) 放課後児童指導員の資格要件については、「児童の遊びを指導する者(第38条)」の規定を次のように適用すること。

i 放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者（第 38 条）」の資格を有するものとする。

第 38 条は、一定の要件（「高等学校、中等教育学校を卒業した者、及び学校教育法の規定による大学を卒業した者であって六の規定に該当しない者」）を備えた者であれば、資格のない状態から事業に従事しつつ有資格者になる道を設けている。それは、第 2 項 4 号に、「4 号の規定で対象にして者は、資格のない状態から従事して 2 年の経験を積みば有資格者になれる」とする規定を含んでいるので、第 38 条の規定を適用する場合は、4 号の規定で対象にしている無資格者を 2 年間、放課後児童指導員として受け入れる必要が生じてくるからである。従って、「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者（第 38 条）』の資格を有するものとする」としたことは、第 38 条第 2 項 4 号の規定で対象にしている者が資格取得前に放課後児童指導員として就業することを妨げるものではない。

なお、第 38 条の中に第 2 項 4 号があることを持って「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者（第 38 条）』の資格を有するものが望ましい」と表記する場合は、「望ましい」とする内容が「第 38 条第 2 項 4 号の規定で対象にしている者」を示していることを明示する必要がある。

ii 第 38 条第 2 項 4 号の該当者が、「児童の遊びを指導する者（38 条）」の資格を取得する場合は、放課後児童クラブでの放課後児童指導員の勤務形態が多様化してい

²⁵ 「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）は、そのための検討素材となり得るものである。

ることを考慮して、常勤職員として継続的に従事している就業実態があること（例えば、放課後児童クラブでの勤務が、年間を通じて週3日以上・週18時間以上を常態としている者等）を目安とすること。また、2年の期間内に市区町村、都道府県等が行う放課後児童クラブに関する初任者研修を受講しておくこと。

- iii この規定の適用にあたっては、放課後児童クラブが第38条第2項4号にある「児童福祉事業」に該当するものであることを明確にする必要があることから、市区町村は運営主体に第二種社会福祉事業の届け出をするように指導すること。

b) 主任放課後児童指導員（仮称）の配置

放課後児童クラブにおいて、放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持てるようにすると同時に、その結果を共有してお互いの研鑽に役立て、放課後児童指導員としての資質・技能の向上を図ることのできる体制を整えるために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと。

c) 研修の充実・改善について

都道府県、市区町村は、系統的な「放課後児童指導員初任者研修…1～2年」「放課後児童指導員経験者研修…3年以上」などを実施することによって、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化すると共に、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくこと。あわせて、放課後児童クラブの運営主体や放課後児童指導員・保護者が行う自主研修への支援を行うこと。

なお、本研究が自治体の研修や放課後児童指導員・保護者等による自主研修などを参照して作成した「放課後児童指導員初任者研修（1～2年）」（案）を【資料6】に示した。

- d) 以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条件等について配慮すること²⁶。

- i 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね40人程度までとすること。
- ii 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のように整えること。
 - ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。
 - ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。

²⁶ 『改訂版放課後児童クラブガイドライン』（前掲）1（4）対象児童の規模、4（1）職員体制 による。

- ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
- ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

(3) 補足一「児童の遊びを指導する者」の名称について

この資格は、前項で概括したように、1998年（平成10年）に「児童厚生員」を廃止して「児童の遊びを指導する者」の規定に変更されて現在に至っている。1948年の基準制定当初から、「児童厚生員（児童厚生施設において児童の遊びを指導する者をいう）」とされているので、この変更によっても既定の内容自体に変わりがないことはうなずけるが、「児童の遊びを指導する者」という規定の名称自体が、今日の児童厚生施設の事業内容を適正に反映しているかという点でみると、検討の余地があると思う。

たとえば、放課後児童クラブについてみると、その事業は「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（児童福祉法第6条の3第2項）とされており、事業自体が「遊びを指導すること」のみとされているわけではないので、「改訂版 放課後児童クラブガイドライン」（前掲）では、放課後児童指導員の役割を総称して「（放課後児童クラブに通う）子どもの育成・支援」と表現している。

また国は、2011年3月に「児童館ガイドライン²⁷」を発出している。これによれば、児童館の機能・役割は、「（子どもの）発達の増進」「日常生活の支援」「問題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「地域組織活動の育成」とされ、職員の職務内容については、

- ①子どもの育ちと地域の子育てに関する実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な支援ができるようにする。

²⁷ 「児童館ガイドライン」平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（雇児発0331第9号）

とされており、その内容は「遊びを指導すること」にとどまっていない。

これらのことから、今後、この規定の名称を、今日の事業内容を適切に表現するものとして、「児童厚生士あるいは児童厚生員」（または「児童育成・支援士あるいは児童育成・支援員」）などに変更することも検討する必要があると考えられる。

Ⅲ 放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格（結論）

1、放課後児童指導員に求められる資質・技能

今回の調査研究で明らかにされた放課後児童指導員に求められる資質・技能は、以下のように要約される。

- (1) 子どもが小学校に通う期間（6歳～12歳、児童期）に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得る豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
- (2) 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）が求められる。
- (3) 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

2、放課後児童指導員の資格と資質・技能の向上を図ることについて（提言）

今後、放課後児童指導員の資質・技能の向上を図るためには次のことが必要だと考える。

(1) 放課後児童指導員の資格要件については、「児童の遊びを指導する者(第38条)」の規定を次のように適用する。

- ① 放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者（第38条）」の資格を有するものとする。

第38条は、一定の要件（「高等学校、中等教育学校を卒業した者、及び学校教育法の規定による大学を卒業した者であって六の規定に該当しない者」）を備えた者

であれば、資格のない状態から事業に従事しつつ有資格者になる道を設けている。それは、第2項4号に、「4号の規定で対象にして者は、資格のない状態から従事して2年の経験を積みば有資格者になれる」とする規定を含んでいるので、第38条の規定を適用する場合は、4号の規定で対象にしている無資格者を2年間、放課後児童指導員として受け入れる必要が生じてくるからである。従って、「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者（第38条）』の資格を有するものとする」としたことは、第38条第2項4号の規定で対象にしている者が資格取得前に放課後児童指導員として就業することを妨げるものではない。

なお、第38条の中に第2項4号があることを持って「放課後児童指導員は『児童の遊びを指導する者（第38条）』の資格を有するものが望ましい」と表記する場合は、「望ましい」とする内容が「第38条第2項4号の規定で対象にしている者」を示していることを明示する必要がある。

- ② 第38条第2項4号の該当者が、「児童の遊びを指導する者（38条）」の資格を取得する場合は、放課後児童クラブでの放課後児童指導員の勤務形態が多様化していることを考慮して、常勤職員として継続的に従事している就業実態があること（例えば、放課後児童クラブでの勤務が、年間を通じて週3日以上・週18時間以上を常態としている者等）を目安とすること。また、2年の期間内に市区町村、都道府県等が行う放課後児童クラブに関する初任者研修を受講しておくこと。
- ③ この規定の適用にあたっては、放課後児童クラブが第38条第2項4号にある「児童福祉事業」に該当するものであることを明確にする必要があることから、市区町村は運営主体に第二種社会福祉事業の届け出をするように指導すること。

(2) 主任放課後児童指導員（仮称）の配置

放課後児童クラブにおいて、放課後児童指導員が、現場における業務遂行上の判断と実行に責任を持てるようにすると同時に、その結果を共有してお互いの研鑽に役立て、放課後児童指導員としての資質・技能の向上を図ることのできる体制を整えるために、主任放課後児童指導員（仮称）を置くこと。

(3) 研修の充実・改善について

都道府県、市区町村が系統的な「初任放課後児童指導員研修…1～2年目」「放課後児童指導員経験者研修…3年以上」などを実施することによって、一人ひとりの放課後児童指導員が系統的に学べるように研修内容を体系化すると共に、その研修をすべての放課後児童指導員が受講できるようにしていくこと。

(4) 以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条件等について配慮すること。

- ① 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね40人程度までとすること。
- ② 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のように整えること。
 - ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。
 - ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。
 - ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
 - ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

3 補足一「児童の遊びを指導する者」の名称について

この資格は、1998年（平成10年）に「児童厚生員」を廃止して、「児童の遊びを指導する者」の規定に変更されて現在に至っている。1948年の基準制定当初から、「児童厚生員（児童厚生施設において児童の遊びを指導する者をいう）」とされているので、この変更によっても既定の内容自体に変わりがないことはうなずけるが、「児童の遊びを指導する者」という規定の名称自体が今日の児童厚生施設の事業内容を適正に反映しているかという点でみると検討の余地があると思う。

たとえば、放課後児童クラブについてしてみると、その事業は「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（児童福祉法第6条の3第2項）とされており、事業自体が「遊びを指導すること」のみとされているわけではないので、「改訂版 放課後児童クラブガイドライン」（前掲）では、放課後児童指導員の役割を総称して「（放課後児童クラブに通う）子どもの育成・支援」と表現している。

また国は、2011年3月に「児童館ガイドライン」を発出している。これによれば、児童館の機能・役割は、「（子どもの）発達の増進」「日常生活の支援」「問題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「地域組織活動の育成」とされ、職員の職務内容については、

- ① 子どもの育ちと地域の子育てに関する実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な支援ができるようにする。

とされており、その内容は「遊びを指導すること」にとどまっていない。

これらのことから、今後この規定の名称を、今日の事業内容を適切に表現するものとして、「児童厚生士あるいは児童厚生員」（または「児童育成・支援士あるいは児童育成・支援員」）などに変更することも検討する必要があると考えられる。

(以上)

【資料1】 児童期の発達課題の一つに「遊び」があることについての先行研究の例

- R・J・ハヴィガースト、荘司雅子監訳『人間の発達課題と教育』44頁、玉川大学出版部、1995年

「六歳から一二歳までの児童期はつぎの三つの領域において著しい発達を示す。その一は、生活の中心が家庭から友人仲間へと進む発達であり、その二は、神経と筋肉を用いて遊戯をしたり仕事をしたりする身体的な発達であり、その三は、大人のもっているような概念や論理や記号や交信などの世界へ進む精神上的な発達である。児童期の終りまでに、おのおのの子供はこの三つの分野において、それぞれ固有の型と能力水準とを形成する。この時期のはじめには、発達しつつある身体や精神の力を通し、また社会からの教化を通して、次第に実現されていくあらゆる可能性をもっているのである。児童期の発達課題は、子供の成長におけるこの三つの発達を果すことである」

- 鵜養啓子『人間の発達と臨床心理学3 学齢期の臨床心理学』「第一章 学齢期の発達心理、第二節 生活圏の広がり和社会性の発達」21頁、駿河台出版社、1994年

「友人関係においても、幼児期のきわめて流動的で少人数の遊びから、学齢期に入ると、その折々に夢中になる集団遊びができ、遊びを中心に多くの子どもが集まってくるようになる。こうした状況の中で、さまざまな集団遊びを通して、子どもたちは複数の人間の欲求充足を公正に行うためのルールの大切さを理解し、自分たちでルールを作っていくようになる。順番を待つこと、我慢すること、同じ程度の価値を持つものを交換することといった、自分自身の欲求の満足と、他者の欲求充足を、どうやって同時に成立させるかということに関してのルールは、遊びの中で学齢期に達するまでの間にかなりできてくることではあるが、そういったルールを、親や先生などの援助なく、子ども同士の話し合いで場面に応じて適用していくことが、学齢期の課題である。更に、友人関係の広がりの中で、約束をし、それを守ること、一人では成し遂げられないことをみんなで協力して成し遂げること、また、仲間と競争して励むことによって、自らの力を伸ばしていくことが、この時期の大きな課題となる」

【資料2】「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」に示されている「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」の【現状と課題、考え方】の内容

- 子どもは、放課後の時間に働いている（あるいは介護や疾病によって子どもの養育ができない）という保護者の状況によって放課後児童クラブに通うことが必要となっている。このことから、必要とされる期間を子どもが自ら進んで通い続け、放課後児童クラブで充実した生活を送るためには、保護者と放課後児童指導員（運営主体）が継続的な連携と協力をして子どもへの育成・支援を行う必要がある。
- 子どもは放課後児童クラブで限定された特定の活動だけをしなければならないのではなく、日常の「遊び・生活の場」として一定の時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでの子どもへの育成・支援の主な内容は、放課後における日常の遊び仲間と同じような生活を維持しながら、その内容を充実させて、子ども自身が進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにすることにある。このことから、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。
- なお、放課後児童クラブ事業は、対象年齢を「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大した。このことによって、放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援には、自立の準備・形成の過程にある子ども（おおむね1・2年生～3・4年生）から、自立の増進、促進過程にある子ども（おおむね5・6年生）を含めることとなった（第IV章2参照）。それにともない、それぞれの年齢の子どもの発達に即した育成・支援が求められることになる。
- 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の具体的な内容として、次の内容が求められる。
 - ① 子どもが進んで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
 - * 子どもが放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者から説明を受けて理解している。
 - * 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように、放課後児童クラブと家庭との連携が図られており、放課後児童指導員が保護者と協力して支援している。
 - * 子どもが放課後児童クラブに通うことについて放課後児童クラブと学校との連携があり、子どもの遊び環境の確保や帰宅時の安全などについて地域の人々の理解と協力がある。
 - ② 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
 - * 専任の放課後児童指導員がいて、子どもの安全を守り、充実した遊び・生活ができる

ように支援している。

- * 放課後児童指導員が子どもの家庭環境や発達状況などを把握していて、一人ひとりの子どもに適した対応がなされている。
- * 子どもが友だちとの関係をつくり発展させることができるよう、放課後児童指導員が適切な援助をしており、放課後児童クラブのなかで困っている時・けんかをした時などに、適切な働きかけがある。
- * 放課後児童指導員が倫理規範を身につけ、子ども理解に努めていて、子どもが安心して信頼を寄せることができる。

③ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。

- * 子ども集団の生活の単位は、子どもが放課後児童指導員と信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いに無理なく友だち関係をつくれる範囲の人数規模が守られている。
- * 子どもが自分たちで遊びを作り出す（遊び始める）ことができ、共に過ごしている子どもたちとより良い友達の間を作ることができる環境がある。
- * 放課後児童クラブ全体に共通する生活時間の区切りが子どもに明示され、その区切りを柔軟に活用しながら、子ども自身が見通しを持って過ごせるよう工夫されている。
- * 子どもが放課後児童クラブで過ごす際に必要な秩序が、子どもにわかるように簡潔に説明されている。
- * 子どもたちが集団で過ごす際の生活習慣を身に付け、楽しく過ごせるように進んで協力しあえるように支援されている。
- * 子どもが宿題・自習等、放課後に必要とされる学習を自主的に行える環境と支援がある。

④ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康に配慮した支援がある。

- * 子どもが静養や休息を要するときなどに使用できるスペース（部屋またはコーナー）があり、有効に活用されている。また、感情のコントロールを要する場合の気分転換のためにも活用できている。
- * 子どもの健康状態を放課後児童指導員が把握しており、必要に応じて援助ができるようになっている。
- * 手洗いやうがい、衣服の着脱など、子どもが自分の健康・衛生の管理ができるようになるための適切な支援がある。

⑤ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。

- * 成長過程にある子どもの放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつが提供されている。

- * 子どもたちが落ち着いて、食を一緒に楽しめるようにおやつ場の環境が工夫されている。
 - * おやつ準備は安全・衛生の配慮がされ、内容は、発育にあわせた栄養面も考慮されている。
 - * 食物アレルギーのある子どもには保護者と事前に相談して対応し、安全に配慮して提供されている。
 - * おやつが事故なく安全に食べられるように、放課後児童指導員の適切な援助がある。
- ⑥ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- * 子どもの発達に即した遊びや仲間関係をつくることができるように、空間、遊具、道具、素材が整備されている。
 - * 子どもの自主性を尊重しながら、仲間との関係を発展させ、社会性を身につけることができるような支援がある。
 - * 子どもが放課後の時間を自己管理できるよう、子どもの発達に即した支援がなされている。
 - * 子どもが外遊び、制作（工作）、伝承遊びや地域の文化にふれる体験ができるなど、放課後の生活を豊かにする支援がある。
 - * 子どもが地域の子どもたちと一緒に遊ぶ機会がある。
- ⑦ 子どもが安全に過ごすことができるような環境整備と支援がある。
- * 子どもが自分では避けることのできない危険（ハザード）に遭遇しないように、安全点検と環境整備の対処方針があり、実行されている。
 - * 子どもが危険や事故などに遭遇した時に、安全を守り、被害を最小限にするための安全対応能力（危険に気づいて判断する、事故に遭遇しても被害を最小限にとどめる等）を身に付けられるような指導・援助が行われている。
 - * 災害などの緊急時に子どもの安全が守られるように対処方針が作成されていて、訓練が行われている。
- ⑧ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、その援助が適切に行われている。
- * 放課後児童クラブに在籍するすべての子どもがお互いを理解し協力して過ごせるように、子ども・保護者・放課後児童指導員の協力がある。
 - * 子どもが家庭の事情や交友関係などで悩んでいたりと、保護者が子育てについて悩んでいる場合には、放課後児童指導員がその悩みに応じることができる。
 - * 家庭における児童虐待などの問題が疑われた場合には、関連する機関と連携して対応し、放課後児童クラブが担う役割を適切に果たせるようになっている。